

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により
農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第19条の規定により公
告する。

令和4年2月1日

寒川町長 木村 俊雄

農用地利用集積計画書

利用権を設定する土地			設定する利用権				新 規 更 新 の 別	備 考
地 番	現 況 地 目	地 積 (m ²)	権利の種類	利 用 目 的	始 期	終 期		
岡田573番1	畑	490	使用貸借権	果樹栽培	令和 4・2・1	令和 9・1・31	新規	
以下余白								